

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年1月11日（平成29年（行個）諮問第8号）

答申日：平成29年1月14日（平成29年度（行個）答申第130号）

事件名：特定の自動車登録番号について抹消登録したときの所有者が本人であることが分かる文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）4章の規定は適用されないとして不開示とした決定については、取り消すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、九州運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成28年9月27日付け九運総務第73号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由及び内容は、審査請求書、意見書及び補充意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

原処分は法の解釈を誤っており、違法である。

処分庁は、自動車登録ファイルは開示請求の対象外だとする。これは、自動車登録ファイルという単位で見たときに、全体として審査請求人の個人情報とはいえないと考えたことによると思われる。

しかし、まず、自動車登録ファイルは処分庁が保有するものである。そして、同ファイルの中に自動車登録している者の多くの個人情報が記録されている。法12条1項は、何人にも、処分庁が保有する「自己を本人とする個人情報」の開示請求を認めている。これは、ファイル単位で特定の個人情報か否かを基準にして開示請求を認めるか否かを定めているものではなく、特定のファイル中に特定の個人情報が含まれていれば、当該部分を開示請求の対象として認めるという考え方である。

従って、処分庁が保有する自動車登録ファイルの中に自動車登録番号Aについて、平成9年1月22日に抹消登録したときの所有者が審査請求人であることが分かる記述があるならば、その部分は審査請求人の個

個人情報であるから、その部分は開示されるべきである。

よって、原処分は違法であり、取り消されるべきである。

## (2) 意見書

私は、自動車登録番号Aの自動車（以下「本件車両」という。）を所有も使用もしたことがありません。

しかるに、特定県警察本部は、私が本件車両の所有者であるとして、私に対する不当な捜査を行いました。

これに対し、私は特定県を相手どり、「不当な捜査で損害を受けた」として、国賠訴訟を提起しています。事件番号は、平成24年特定番号（特定地方裁判所）、平成28年特定番号（特定高等裁判所）です。

国賠訴訟において、特定県は、本件車両が私の所有であるとする「原簿情報照会」という文書（別添資料1）を証拠提出してきました。私はビックリしました。本件車両は車台番号などからして特定車名らしいのですが、私は特定車名を所有したり、使用したりしたことは、一度もありません。もちろん、本件車両に関する自動車税を納めたり、車検の費用を支払ったりしたことも、一度もありません。

原簿情報照会に記載された内容は虚偽です。どのような理由や原因で、私の個人情報が捏造され、諮問庁が保有していたのか、私には知る権利があります。その方法が道路運送車両法（以下「車両法」という。）に基づくのか、法に基づくのか、あるいは日本国憲法やほかの法令に基づくのか、私には確かなことは言えません。むしろ、私の開示請求や審査請求を受けた諮問庁が積極的に調査し、誠実に回答すべき事柄だと考えます。

情報公開・個人情報保護審査会におかれては、私の知る権利に応える答申を出していただきたく願うとともに、仮に、そうならなかった場合でも、諮問庁に対し、説明責任を果たすよう勧告していただきたく思います。

なお、諮問庁は、文書の不存在も主張しています。しかし、私の知り合いから提供してもらった「登録事項等証明書現在記録」「同保存記録」（別添資料2）を見れば、5年間の保存期間が経過しても、文書が存在していることは明らかです。

私と同じように個人情報が捏造され、諮問庁が保有しているケースがほかにないとも限りません。その意味で、本件開示請求、審査請求は極めて公益性が高いと言えます。国賠訴訟も含めて、私憤ではなく、公憤で行動していることをご理解ください。（本答申では添付資料は省略）

## (3) 補充意見書

### ア 事実の経過

審査請求人は、本件車両が平成9年1月22日に登録抹消された日

に自己名義になっていることを，平成28年8月，九州運輸局から特定高等裁判所に対する照会回答によって知った。

しかし，審査請求人は，本件車両を所有したことがなかったことから，自己名義で登録されているのであれば，そのことを確認すべく，平成28年9月14日，九州運輸局を訪ね，どのような情報の提供を受けられるのかを確認したところ，現在証明と詳細証明があるという説明を受けた。

そこで，審査請求人は，平成28年9月14日，法に基づいて，「自動車登録番号Aの自動車について平成9年1月22日に登録抹消したときの所有者が開示請求者であることが分かる文書」の開示請求を行った。

これに対し，平成28年9月16日，処分庁は，審査請求人の請求に対して不開示決定を行った。不開示理由は，「車両法21条の規定による申請書及び添付書類の保存期間5年を経過後，廃棄され，行政文書不存在のため」とされていた。審査請求人は，申請書や添付書類の開示を求めたものではないにもかかわらず，処分庁は上記のような理由で開示を拒否した。

審査請求人は，処分庁の対応を請求内容の誤解と判断して，平成28年9月21日，「自動車登録番号Aの自動車について，平成9年1月22日に抹消登録したときの所有者が開示請求者であることが分かる記述がある文書があれば，車両法21条の規定による申請書及び添付書類以外の文書であっても，その文書の該当箇所」の開示請求を行った。

これに対し，平成28年9月27日，処分庁は，審査請求人の請求に対して不開示決定を行った。不開示理由は2つあった。1つは「車両法21条による申請書及び添付書類の保存期間5年を経過しており，書類不存在のため。申請書及び添付書類以外の文書は不存在のため。」，もう1つは「車両法36条の4第4項の規定により，保有個人情報記録されている自動車登録ファイルについては，法における開示請求の対象外のため。」であった。

## イ 処分理由に対する反論

### (ア) 処分庁の主張

処分庁は，自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報については，法4章の規定は適用しないとされているから不開示決定を行ったと主張する。

### (イ) 処分庁の主張に対する反論

しかし，そもそも車両法21条1項によれば，永久抹消登録，輸出抹消登録，一時抹消登録した自動車の自動車登録ファイルの記録

は、それぞれ、当該永久抹消登録をした日、輸出抹消登録をした日等から5年間保存しなければならないと規定しており、車両法22条1項は、前条を前提として、自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付請求を規定しているものと考えられる。

そうだとすると、平成9年1月22日に登録抹消されている本件車両については、平成14年1月22日以降は自動車登録ファイルの記録が保存されておらず、登録事項証明書の交付請求はできないものと考えられる。仮にこの請求ができるのであれば、九州運輸局は、審査請求人が本件車両の自動車登録ファイルの記録の開示を求めた際に、登録事項証明書の交付請求ができることを助言したはずである。これをしなかった以上、審査請求人がこの交付請求の手続をせず、法に基づき、どのような形の情報であれ審査請求人が本件車両を所有していたことを裏付ける自己情報の開示請求を行ったのである。

登録事項証明書の交付請求ができる期間が上記5年間に限られるとすると、この期間を経過した後は、車両法22条1項による登録事項証明書の交付請求ではなく、法に基づく開示請求ができるというべきである。

また、仮に、登録事項証明書の交付請求ができるとしても、車両法36条の4第4項が法の第4章の規定を適用しないとしているのは、過剰に自己情報にアクセスする権利を侵害するもので、法の趣旨を潜脱するものとして違法というべきである。すなわち、車両法36条の4第4項では、自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報（法2条3項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法4章の規定は適用しないとしている。法4章では、開示（1節）、訂正（2節）、利用停止（3節）、審査請求（4節）について規定している。これらに対応する規定が車両法に規定されているのであれば問題はないが、車両法にはこれらに対応する規定はない。審査請求人は、自動車登録ファイルの記録内容を確認し、そこに誤記があればこれを訂正したいと考えているものである。処分庁が開示請求に応じないことによって記録内容の確認及びこれを前提とする訂正請求ができない。車両法36条の4第4項の規定は、法で保障する諸権利を否定するものであるから、このような規定は法を潜脱するものとして違法というべきであり、開示請求が認められるべきである。

なお、審査請求人がすでに提出した資料2-1乃至3（登録事項等証明書）では、対象車は平成17年6月27日に一時抹消登録がなされているが、特定運輸支局長は、平成28年12月13日時点

で、現在記録のみならず保存記録も保有しており、これを開示しているのである。審査請求人は本件車両についてまさしくこのような記録の取得を求めているものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、「自動車登録番号Aの自動車について平成9年1月22日に抹消登録した時の所有者が審査請求人であることが分かる文書」の開示を求めるものである。

(2) これを受けて、処分庁は、平成9年1月22日になされた抹消登録に係る申請書及び添付書類は車両法21条2項に定める5年間の保存期間を経過しており不存在であること、申請書及び添付書類以外の文書はそもそも不存在であること、また、車両法36条の4第4項の規定により自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報については、法4章の適用は適用されないこととされていることから、これらの書類全部を不開示とする決定を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、処分庁が保有する自動車登録ファイルの中に自動車登録番号Aの自動車について、平成9年1月22日に抹消登録した時の所有者が審査請求人であることが分かる記述があればその部分は開示することを求めて、諮問庁に対して審査請求を提起した。

#### 2 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報について、法に基づく請求の対象となり開示されるべきと主張するが、車両法36条の4第4項の規定により自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報については、法4章の規定は適用しないこととされているため、不開示とするべきと考える。

#### 3 結論

以上のことから、原処分は妥当であると考えます。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                         |
|---|------------|-------------------------|
| ① | 平成29年1月11日 | 諮問の受理                   |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受           |
| ③ | 同年2月7日     | 審査請求人から意見書及び資料を收受       |
| ④ | 同月17日      | 審査請求人から補充意見書及び資料を<br>收受 |
| ⑤ | 同年4月10日    | 審議                      |
| ⑥ | 同年6月13日    | 審議                      |
| ⑦ | 同年7月3日     | 審議                      |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「自動車登録番号Aの自動車について平成9年1月22日に抹消登録した時の所有者が審査請求人であることが分かる文書」の開示を求めるものであり、処分庁は、抹消登録に係る申請書及び添付書類並びにこれら以外の書類については不存在、別紙に掲げる保有個人情報（本件対象保有個人情報）については車両法36条の4第4項の規定により法4章の規定は適用されないとして、全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報は開示されるべきであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報について法4章の規定は適用されないとしたことの妥当性について検討する。

2 適用除外の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報については、車両法36条の4第4項の「自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報」に該当するので、法4章の規定は適用されないと説明するところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報について車両法22条1項の登録事項等証明書の交付請求ができないのであれば、法に基づく開示請求が認められるべきであるなどと主張している。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件車両に係る登録事項等証明書の交付請求の可否等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 車両法21条の規定により、抹消登録をした自動車に係る自動車登録ファイルの記録は、抹消登録をした日等から5年間保存しなければならないこととされているが、実務上、データ容量上の問題がなければ、5年を過ぎても記録を消去せずに残している。したがって、保存期間5年を経過後も、抹消登録した自動車の登録事項等証明書の交付を請求することができる。

イ ただし、平成16年に自動車登録ファイルが記録されている自動車登録検査業務電子情報処理システム（以下「システム」という。）の再編成を行った際、システムのデータ容量の確保を目的に、その時点で既に保存期間5年を経過していた、すなわち平成10年12月31日以前に抹消登録をした自動車に係る記録の一部を消去した。その結果、これらの車両については、自動車登録ファイルに記録が残存するものの、情報の一部が欠落し、登録事項を公証するに十分な情報ではないため、登録事項等証明書を交付することができなくなった。

ウ 本件車両は平成9年1月22日に抹消登録されたため、前記システムの再編成の際、自動車登録ファイルの本件車両に係る記録の一部が消去されており、本件対象保有個人情報について、登録事項等証明書を交付請求することはできない。

エ 本件対象保有個人情報のように、記録の一部を消去された自動車の情報の開示を求める方法としては、弁護士法23条の2に基づく照会制度やその他の法令に基づく照会制度があり、これらの照会を受ければ、「原簿情報照会」として、自動車登録ファイルに残存している情報を回答している。なお、弁護士法23条の2に基づく照会制度については、処分庁において審査請求人に説明しており、審査請求人は、原簿情報照会の回答を入手済みである。

オ 本件開示請求については、車両法36条の4第4項に「自動車登録ファイルに記録された保有個人情報については、法4章の規定は、適用しない。」との規定があることから、不開示とした。しかしながら、本件車両に係る自動車登録ファイルの記録については、システムの再編成によって情報の一部が欠落し、登録事項等証明書の交付を請求することができず、その一方、弁護士法23条の2やその他の法令に基づく照会に対しては、残存情報を回答していることからすると、法に基づく開示請求を認めることも制度上不可能というわけではない。

(2) 以下、検討する。

ア 車両法36条の4第4項は、「自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報については、法4章の規定は、適用しない。」と規定する。その趣旨は、自動車登録ファイルは、専ら私人間の取引の安全を図り、私法上の権利を保護するために自動車の所有権及び抵当権を公証する制度であり、車両法22条1項による登録事項等証明書の交付請求という、一般の行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が設けられており、法4章の規定により認証のない写しの交付等を認めることは、自動車登録ファイルの公証制度の趣旨を損なうことから、法4章の規定の適用を除外するものと解されている。このような趣旨からすると、法4章の規定の適用が除外される「自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報」とは、車両法22条1項による登録事項等証明書の交付請求ができる保有個人情報と解すべきである。

イ 本件対象保有個人情報については、上記(1)の諮問庁の説明によると、自動車登録ファイル中に記録があるものの、システムの再編成によって情報の一部が欠落し、登録事項等証明書の交付を請求することができないとのことである。そうすると、本件対象保有個人情報は、車両法36条の4第4項の規定により法4章の規定の適用が除外され

る「自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報」には該当しないというべきである。

ウ したがって、本件対象保有個人情報については、法4章の規定が適用されないとして不開示とした原処分は妥当ではなく、法4章の規定を適用して改めて開示決定等をすべきであるから、原処分を取り消すべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、車両法36条の4第4項の「自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報」に該当し、法4章の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する「自動車登録ファイルに記録されている保有個人情報」には該当せず、法4章の規定を適用して改めて開示決定等をすべきであるから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司



## 別紙

本件対象保有個人情報

自動車登録ファイル中にある，自動車登録番号Aの自動車について平成9年1月22日に抹消登録した時の所有者が審査請求人であることが分かる記録